

料金表

通則

(消費税相当額の加算)

- 1 第 64 条 (定額制の網使用料の支払義務) から第 68 条 (手続費の支払義務) までの規定、第 95 条 (接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約) の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額 (当社の契約約款の料金表に定める料金を準用する場合は、消費税相当額を含まないものを準用するものとします。) に消費税相当額を加算した額とします。

(適用欄の取扱い)

- 2 接続申込者は、この料金表の適用によらない接続を要望する場合は、第 11 条 (事前調査の申込み) に規定する事前調査の申込みを行うものとします。

第 1 表 接続料金

第 1 網使用料

1 適用

区 分	内 容
(1) 網使用料の適用対象	<p>網使用料は、当社の指定電気通信設備が有する機能のうち、次の各号に掲げる基本的な接続機能 (第 5 条 (標準的な接続箇所) 第 1 項に規定する標準的な接続箇所において当社又は協定事業者が共通して利用可能な標準的機能をいいます。以下同じとします。)、端末回線伝送機能、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能に適用します。</p> <p>ただし、網使用料の対象とすることが適当でない場合はこの限りではありません。</p> <p>ア 番号規則に規定する電気通信番号により、音声又はデータを疎通する機能                      イ 事業者間料金精算を行うために必要となる機能                      ウ 番号案内サービス接続機能                      エ 標準信号方式対応機能</p>
(2) 当社が利用者料金の額を設定する接続形態に係る網使用料の適用	別表 2 (接続形態) 第 2 表において当社が利用者料金設定事業者となる接続形態に係る網使用料については、この料金表の規定にかかわらず、協定事業者はその支払いを要しません。
(3) 削除	_____
(3)-2 事業法第 33 条 第 5 項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-2 第 11 欄及び 2-13 第 3 欄に規定する機能に係る料金額は、令和 7 年度に適用します。
(4) 公衆電話発信機能の適用	<p>ア 削除                      イ 2 (料金額) 2-10-1 第 1 欄に規定する機能については、2-10-1 に掲げる料金額に、2-10-2 に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p>
(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	<p>ア 協定事業者は、2 (料金額) 2-8 (第 4 欄及び第 5 欄を除きます。)、又は 2-11 第 2324 欄に規定する機能を利用したときは、その利用に関して料金表第 1 表第 1 に掲げる他の機能に係る料金の支払いを要しません。</p> <p>イ 2-2 第 9 欄若しくは第 10 欄 (ア (イ) 欄及びイ (イ) 欄を除きます。)、2-4 第 4 欄 (イ欄及びウ欄を除きます。)、2-7 の 2、2-7 の 3、2-7 の 4、2-7 の 5、2-13 第 2 欄 (ウ欄を除きます。)) 又は 2-13 第 4 欄ウ欄に規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することとします。</p> <p>(7) 2-2 第 9 欄ア (7) 欄及び第 10 欄ア (ウ) 欄、2-4 第 4 欄ア欄並びに 2-13 第 2 欄エ欄</p> <p>(イ) 削除                      (ウ) 削除                      (エ) 2-2 第 9 欄イ欄及び第 10 欄イ (ウ) 欄、2-4 第 4 欄ア欄並びに 2-13 第</p>

	<p>2 欄工欄</p> <p>(オ) 2-2 第9 欄ア(イ) 欄及び第10 欄ア(ア) 欄、2-4 第4 欄工欄、2-7 の2、2-7 の3、2-7 の4、2-7 の5 並びに2-13 第2 欄ア欄又はイ欄及び第4 欄ウ欄</p> <p>(カ) 削除</p> <p>(キ) 削除</p> <p>(ク) 2-2 第9 欄イ欄及び第10 欄イ(ア) 欄、2-4 第4 欄工欄、2-7 の2、2-7 の3、2-7 の4、2-7 の5 並びに2-13 第2 欄ア欄又はイ欄及び第4 欄ウ欄</p> <p>(ケ) 2-2 第11 欄、2-4 第4 欄工欄、2-7 の2、2-7 の3、2-7 の4、2-7 の5 並びに2-13 第2 欄ア欄及び第4 欄ウ</p>
(6) 特定機能の提供に係る特定協定事業者の網使用料の適用の特例	<p>協定事業者は、2 (料金額) 2-7 又は2-8 に規定する機能(以下「特定機能」といいます。)を利用したときは、当社にその料金を支払うものとし、特定機能を構成する特定協定事業者の電気通信設備の部分について支払いを要しません。協定事業者は、特定端末系事業者との接続により、特定端末系事業者の特定機能に含めて特定端末系事業者が料金を支払う当社の指定電気通信設備の部分については支払いを要しません。</p>
(7) 役務区間単位料金による接続専用回線等に係る料金の適用	<p>利用者料金が役務区間単位料金であるときの接続専用回線、総合デジタル通信サービス契約約款に定める相互接続通信路設定機能を利用するサービス等に係る料金については、当社の契約約款等に規定するところにより当社の契約者が支払うものとし、協定事業者は2 (料金額) 2-1-1-1 第2 欄から第4 欄、2-1 の2 又は2-6 に掲げる網使用料の支払いを要しません。</p>
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>2 (料金額) 2-1 に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。</p> <p>ア 端末回線伝送機能(2-1-1-1 第3 欄及び2-1-1-2 第1 欄に限ります。以下第12 欄までにおいて同じとします。)については、専用サービス契約約款に規定する線式等の区別に準じて基本料及び加算料を適用します。</p> <p>イ 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金又は料金表第2 表第1 (工事費) 2-1 第13 欄に掲げる工事費の適用がない場合の端末回線伝送機能(2-1-1-1 第3 欄に限ります。)については、2 (料金額) 2-1-1-1 に掲げる料金額に2-1-1-2 第1 欄ア欄又はイ(ア) 欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>ウ 2 (料金額) 2-1-1-1 第6 欄ア欄に規定する機能については、2-1-1-1 に掲げる料金額に2-1-1-2 第1 欄イ(イ) 欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>エ 回線終端装置を利用する場合については、第1 表(接続料金) 第2 (網改造料) 1-1 (網改造料の対象となる機能) 第6968 欄または第7271 欄を適用するときを除き、2 (料金額) 2-1-1 に掲げる料金額に2-1-2 第1 欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>オ 利用者の建物内の当社の光屋内配線と光信号端末回線を一体として利用する場合は、2-1-1-1 第6 欄ア欄又は2-1-1-2 第2 欄ア(ア) 欄に掲げる料金額に2-1-2 第2 欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-1-2 第2 欄イ欄に規定する機能に係る保守の区別については、一体として利用する光信号分岐端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p> <p>カ 2 (料金額) 2-1-1-1 第2 欄ウ欄に規定する機能については、キに規定する場合を除き、2-1-1-1 に掲げる料金額に、2-1-1-2 第2 欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1 の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2 第2 欄ア(ア) ③ 欄又は(イ) C 欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2 第2 欄イ(イ) 欄に規定する加算料を、1 の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2 第</p>

2 欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する加算料を適用します。

キ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ(7)欄又は(イ)欄に規定する機能については、2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能と組み合わせて適用する場合があります。この場合において、2-1の4に規定する機能を組み合わせて適用しないときの1の光信号主端末回線収容装置に収容できる光信号端末回線は、2-1-1-1第2欄ウ(7)欄を適用する場合は1を、2-1-1-1第2欄ウ(イ)欄を適用する場合は8を限度とします。

ク 光信号端末回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、その設置の態様に応じて、2 (料金額) 2-1-1-1第6欄に掲げる料金額に2-1-1-2第3欄第4欄ア欄に掲げる料金額及びイ欄に係る光信号局内伝送路を利用する区間の距離にイ欄に掲げる料金額を乗じた額(ア欄と同時に適用する場合には限ります。)を加えた額を適用します。ただし、2の光信号端末回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、1の2-1-1-2第3欄第4欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。

ケ 2 (料金額) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能について、2-1の3に規定する機能を一体として利用する場合にあつては、2-1-1-1第6欄ア(7)欄に掲げる料金額を適用します。

コ 2 (料金額) 2-1-1-1第7欄に規定する機能については、協定事業者は、その利用する同欄の機能に係る全ての回線について同一の選択(同欄ア欄又はイ欄のいずれかの選択をいいます。)をすることを要します。

サ 2 (料金額) 2-1-1-1第4欄イ欄に規定する機能については、第64条(定額制の網使用料の支払義務)の規定にかかわらず、第37条の2(DSL回線の回線調整工事)第2項又は第3項の規定により、DSL回線の回線収容替えを行って第2群(収容に係る利用制限が設けられているものに限ります。)の伝送システムを用いるDSL回線をカッド内に単独収容する場合は、その回線収容替えを実施した日からその日を含む月の末日までの間、従前の機能に係る料金を適用します。

シ 削除

ス～セソ 削除

ソ タ 2 (料金額) 2-1-1-1第6欄イ欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を組み合わせて適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する基本料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する基本料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する基本料を適用します。

タ 2 (料金額) 2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる加算料については、左欄に掲げる料金額を適用します。ただし、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定を準用する場合は、左欄に掲げる料金額に代え、右欄に掲げる料金額を適用するものとします。

チ 2-1-1-1第4欄ア(イ)欄及びイ(イ)欄に規定する機能に係る保守の区別については、その電話重畳する当社の電話サービスの契約者回線の保守の態様と同一になるものを適用します。

ツ 削除

テ 削除

	<p>ト 2 (料金額) 2-1-1-1 第9欄に掲げる料金額は、当社のLAN型通信網サービス契約約款に規定するLAN型通信網サービス (相互接続点と端末設備等との間に限った通信に係るもの) に限ります。以下この料金表において同じとします。) の品目の区分に応じて適用するものとします。この場合において、2-1-1-2 第1欄イ(7)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>ナ 2 (料金額) 2-1-1-1 第9欄に規定する機能に係る端末回線がその端末回線を收容する伝送装置が設置された通信用建物において終端する場合は、同欄に掲げる料金額から第3欄ウ(ウ)欄及び2-1-1-2 第1欄イ(7)欄に掲げる料金額を減じた額を適用します。</p> <p>ニ 第34条の13 (複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い) 第1項の規定に基づき、複数年段階料金を適用する間においては、カの規定にかかわらず、2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ欄に規定する機能については、キに規定する場合を除き、2-1-1-1 に掲げる料金額に、2-1-1-2 の2に掲げる料金額及び2-1-1-2 第2欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線の保守の区別については、一体として利用する光信号主端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p> <p>ヌ 第34条の13第1項の規定に基づき、複数年段階料金を適用する間においては、2 (料金額) 2-1-1-1 の2に規定する機能については、2-1-1-1 の2に掲げる料金額に、2-1-1-2 第2欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線の保守の区別については、一体として利用する光信号主端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p> <p>ネ 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始して3年が経過した後も当該回線との接続を継続する場合は、当該回線について2 (料金額) 2-1-1-1 (基本料) 第6欄イ欄又は2-1-1-2 (加算料) 第2欄イ欄に規定する料金額を適用します。</p> <p>ノ 2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ(イ)欄に規定する機能について、保守用光信号主端末回線收容装置 (光信号主端末回線收容装置の冗長化を可能とするものをいいます。以下同じとします。) を利用する場合は1光信号伝送装置ごとの料金額、1保守用光信号主端末回線收容装置ごとの料金額及び光信号主端末回線收容装置ごとの料金額にその光信号伝送装置に設置する光信号主端末回線收容装置数を乗じて算定した料金額を合計した額を、保守用光信号主端末回線收容装置を利用しない場合は1光信号伝送装置ごとの料金額及び光信号主端末回線收容装置ごとの料金額にその光信号伝送装置に設置する光信号主端末回線收容装置数を乗じて算定した料金額を合計した額を適用します。これらの場合において、1の光信号伝送装置に設置できる光信号主端末回線收容装置は15を、保守用光信号主端末回線收容装置は1を限度とします。</p>
(8)-2~(8)-3 削除	
(8)-4 一般番号ポータビリティ実現機能に係る料金の適用	<p>ア 一般番号ポータビリティ実現機能に係る料金については、2 (料金額) 2-2 第4欄に掲げる料金額に、各々の協定事業者 (この欄において移転先事業者をいいます。) の暦月末日時点の一般番号ポータビリティに係る電気通信番号数 (当社の接続対象地域内における電気通信番号数に限り、) を協定事業者の暦月末日時点の一般番号ポータビリティに係る電気通信番号数 (当社の接続対象地域内における電気通信番号数に限り、) 及び特定端末系事業者と協定を締結している電気通信事業者の暦月末日時点の一般番号ポータビリティに係る電気通信番号数 (特定端末系事業者の接続対象地域内における電気通信番号数に限り、) の合計 (一般番号ポータビリティの仕組みを利用する当社及び特定端末系事業者の音声利用IP通信網サービスに係る電気通信番号数を含みます。) で除して算定した比率を乗じて得た額を、各協定事業者に適用します。</p> <p>イ 一般番号ポータビリティ実現機能に係る料金に相当する額については、その</p>

	機能を利用した通信に係る利用者料金を設定する電気通信事業者が負担することとなりますが、当社は、その機能に係る料金について、接続料規則第 15 条の 2 ただし書の規定に基づき、アのとおり適用するものとします。
(8)-5～(8)-10 削除	
(8)-11 一般収容局ルータ優先パケット識別機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能に係る料金の適用	<p>ア 2 (料金額) 2-2 第10 欄ア(イ)欄又はイ(イ)欄、2-13 第2 欄ウ欄及び第4 欄イ欄については、組み合わせで適用します。</p> <p>イ 2-2 第10 欄ア(イ)欄又はイ(イ)欄に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月末における見込み契約数(第50 条(トラヒック又は回線数等の通知)第3 項に基づき、協定事業者が予め当社に提示しているものをいいます。)を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。</p> <p>ウ 2-13 第2 欄ウ欄に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月における見込み送受信データ量(第50 条第3 項に基づき、協定事業者が予め当社に提示しているものをいいます。)を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。</p>
(8)-12 一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能に係る料金の適用	<p>ア 2 (料金額) 2-13 第4 欄に係る料金については、協定事業者が利用するIP 通信網終端装置のポートに応じた数を乗じて得た額を適用します。</p> <p>イ 2 (料金額) 2-13 第4 欄ア(イ)欄に規定する料金については、下記いずれかの相互接続点で接続する場合に適用します。</p> <p><u>(7) 接続対象地域を青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県とする宮城県内及び山形県内の相互接続点</u></p> <p><u>(4) 接続対象地域を茨城県及び栃木県とする茨城県内及び栃木県内の相互接続点</u></p> <p><u>(5) 接続対象地域を群馬県、新潟県、山梨県及び長野県とする群馬県内及び山梨県内の相互接続点</u></p> <p><u>(7) 接続対象地域を京都府とする大阪府内の相互接続点</u></p> <p><u>(4) 接続対象地域を奈良県、滋賀県、和歌山県、石川県、福井県及び富山県とする兵庫県内の相互接続点</u></p> <p><u>(7) 接続対象地域を岐阜県、三重県及び静岡県とする愛知県内の相互接続点</u></p> <p><u>(エ) 接続対象地域を岡山県、山口県、鳥取県、島根県、愛媛県、香川県、徳島県及び高知県とする広島県内の相互接続点</u></p> <p><u>(オ) 接続対象地域を熊本県、鹿児島県、長崎県、大分県、佐賀県、宮崎県及び沖縄県とする福岡県内の相互接続点</u></p>
(9) 削除	
(10) 通信路設定伝送機能に係る料金の適用	<p>2 (料金額) 2-6 に規定する通信路設定伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。</p> <p>ア 通信路設定伝送機能について、分岐回線以外については2-6-1、分岐回線については2-6-2 に掲げる料金額を適用します。</p> <p>イ 通信路設定伝送機能の基本料については、通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域の場合は2-6-1-1 の料金額欄の右欄に掲げる料金額を、それ以外の場合は同料金額欄の左欄に掲げる料金額を適用します。</p> <p>ウ 通信路設定伝送機能については、専用サービス契約約款に規定する専用サービスの種類(一般専用サービス(以下「一般専用」といいます。))、高速デジタル伝送サービス(以下「高速デジタル伝送」といいます。))、品目、サービスクラス(以下「クラス」といいます。)の区別に準じて、また同一の保守の区別により基本料及び加算料を適用します。</p> <p>エ 2-6-1-1 の料金額欄の左欄に掲げる料金額を適用する場合において、通信路設定伝送機能を利用する区間の距離が10km を超える場合は、2-6-1-1 の料金額欄の左欄に掲げる料金額に2-6-1-2 の料金額欄の左欄に掲げる料金額を10km を超える10km ごとに加えた額を適用します。この場合において、通信路設定伝送機能を利用する区間の距離は、専用サービス契約約款中回線距離の測定の規定を準用して測定します。</p> <p>オ 単位料金区域ごとに当社が別に定める通信用建物と異なる通信用建物において、第5 条(標準的な接続箇所)第1 項表中第5 欄に規定する箇所て接続する</p>

	場合は、2-6-1-1に掲げる料金額に2-6-1-2の料金額欄の右欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。
(10)-2 光信号中継伝送機能に係る料金の適用	<p>ア 一般光信号中継伝送機能に係る基本料については、一般光信号中継伝送機能を利用する区間の距離に2（料金額）2-5-3-1に掲げる料金額を乗じて適用します。この場合において、一般光信号中継伝送機能を利用する区間の距離は一般光信号中継回線のケーブルの長さにより算出します。</p> <p>イ 特別光信号中継伝送機能に係る基本料の算定に用いる利用波長数は、当該機能を利用する前月末時点のものとし、また、利用波長数が変動したときには、その事業年度末において必要な精算を行うものとし、</p> <p>ウ 光信号中継回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、その設置の態様に応じて、2（料金額）2-5-3-1について上記アを適用して算出した料金額又は2-5-3-2に規定する料金額に2-5-3-3第1欄に掲げる料金額及び第2欄に係る光信号局内伝送路を利用する区間の距離に第2欄に掲げる料金額を乗じた額（第1欄と同時に適用する場合に限ります。）を加えた額を適用します。ただし、2の光信号中継回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合並びに光信号中継回線及び光信号端末回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、1の2-5-3-3に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p>
(10)-3 削除	—
(10)-4 イーサネットフレーム伝送機能に係る料金の適用	<p>ア 2-6の3に規定するイーサネットフレーム伝送機能の料金については、イに規定する場合を除き、その接続の態様に応じて、2-6の3-1に掲げる料金額に、2-6の3-2に掲げる料金額及び2-6の3-3に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-6の3-2の料金額についてはその機能を利用する都道府県の区域（当社が別に定める区域とすることがあります。以下、この欄及び2-6の3において同じとします。）ごとに、2-6の3-3の料金額についてはその機能を利用する単位料金区域（当社が別に定める区域とすることがあります。以下、この欄及び2-6の3において同じとします。）ごとに、それぞれ加えるものとし、</p> <p>イ イーサネットフレーム伝送機能を利用する区域を、単位料金区域に限る場合には、その接続の態様に応じて、2-6の3-1に掲げる料金額に、2-6の3-3に掲げる料金額をその単位料金区域ごとに加えた額を適用します。</p> <p>ウ 2-6の3-2又は2-6の3-3に掲げる料金額については、それぞれと組み合わせ適用する2-1-1-1第9欄に規定する機能に係るLAN型通信網サービスの品目である伝送容量の合計値（100Mbit/sを超えて1Gbit/s未満となる場合には、100Mbit/s未満の端数を、1Gbit/sを超えて10Gbit/s未満となる場合には、1Gbit/s未満の端数を、10Gbit/sを超えて100Gbit/s未満となる場合には、10Gbit/s未満の端数を、100Gbit/sを超えて1Tbit/s未満となる場合には、100Gbit/s未満の端数を、1Tbit/sを超えて10Tbit/s未満となる場合には、1Tbit/s未満の端数を、10Tbit/sを超える場合には、10Tbit/s未満の端数をそれぞれ切り上げた値とし、協定事業者ごとに算定します。）に応じて適用します。この場合において、伝送容量の合計値が100Tbit/sを超えるときは、100Tbit/sの符号伝送が可能なものの料金額に、当該料金額を10で除した金額を100Tbit/sを超えた10Tbit/sごとに加算して適用するものとし、</p>
(11) 臨時専用契約の場合の端末回線伝送機能及び通信路設定伝送機能に係る料金の適用	当社の契約者が専用サービス契約約款の規定により臨時専用契約を締結する場合の通信路設定伝送機能等の料金については、該当する網使用料（加算料を含みます。）の月額額の10分の1を日額として適用します。
(12) 端末回線伝送機能及び通信路設定伝送機能の組み合わせ	端末回線伝送機能2-1-1-1第3欄及び通信路設定伝送機能については、専用サービスに準じて該当する機能を組み合わせ適用します。

(12)-2 削除	
(12)-3 端末回線伝送機能及びイーサネットフレーム伝送機能の組み合わせ適用	端末回線伝送機能 2-1-1-1 第9欄及びイーサネットフレーム伝送機能については、その接続の態様に応じて、2-1-1-1 第9欄に掲げる料金額に2-6の3に掲げる料金額を組み合わせ適用します。この場合において、これらの機能を利用する協定事業者は、これらの機能に係る回線管理業務等を当社が行うために必要となる当社のソフトウェア開発等のための費用を負担することを要します。
(12)-4 端末回線伝送機能及び特別光信号中継伝送機能の組み合わせ適用	端末回線伝送機能 2-1-1-1 第6欄については、その接続の態様に応じて、2-1-1-1 第6欄に掲げる料金額に2-5-3-2に掲げる料金額を組み合わせ適用します。
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	<p>ア 2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ(ア)欄又はウ(イ)欄 (1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの (以下「1Gbit/s タイプ」といいます。)) に限り、) に掲げる料金額に2-1-1-2 第2欄又は2-1-1-2の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4ア(ア)欄に掲げる料金額を、2-1-1-1 第2欄ウ(イ)欄(10Gbit/s までの符号伝送が可能なもの (以下「10Gbit/s タイプ」といいます。)) に掲げる料金額に2-1-1-2 第2欄又は2-1-1-2の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合は2-1の4イ欄に掲げる料金額をそれぞれ組み合わせ適用します。これらの場合において、1の光局内スプリッタ (通信用建物に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。)) に収容できる光信号主端末回線の数は4を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は8を限度とします (以下、その光局内スプリッタを「光信号主端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。))。</p> <p>また、2-1-1-1 第2欄ウ(ア)欄に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は1を、2-1-1-1 第2欄ウ(イ)欄に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は8を限度とします。</p> <p>イ 2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ(ア)欄に掲げる料金額に2-1-1-1 第6欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4ア欄に掲げる料金額を、2-1-1-1 第2欄ウ(イ)欄に掲げる料金額に2-1-1-1 第6欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合は2-1の4に掲げる料金額をそれぞれ組み合わせ適用する場合があります。これらの場合において、2-1の4ア(ア)欄又はイ欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は4を限度とし (以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。))、2-1の4ア(イ)欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は8を限度とします (以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が8のもの」といいます。))。</p> <p>また、2-1-1-1 第2欄ウ(ア)欄に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は1を、2-1-1-1 第2欄ウ(イ)欄に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は8を限度とします。</p>
(14)～(16) 削除	
(17) 削除	
(17)-2 番号情報データベース登録機能に係る料金の適用	<p>番号情報データベース登録機能に係る料金については、当社は2 (料金額) 2-8 第4欄に掲げる料金額を次に掲げる方法により請求します。</p> <p>ア 協定事業者が番号情報データベース登録機能を利用するため、契約者の番号情報を登録するごとに、協定事業者がその支払いを要するものとします。</p>

	<p>イ 当社は、2（料金額）2-8第4欄に掲げる1番号ごとの料金額に、登録された番号情報数を乗じて得た額を請求します。</p>
(17)-3 番号情報データベース利用機能に係る料金の適用	<p>番号情報データベース利用機能に係る料金については、当社は2（料金額）2-8第5欄に掲げる料金額を次に掲げる方法により請求します。</p> <p>ア 協定事業者が番号情報データベース利用機能を利用するため、番号情報データベースに登録された番号情報を利用するごとに、協定事業者がその支払いを要するものとし、</p> <p>イ 当社は、2（料金額）2-8第5欄に掲げる1番号ごとの料金額に、利用された番号情報数（番号情報の利用用途（電話帳掲載又は番号案内に限ります。ただし、自ら利用する場合と他者から業務を受託する場合は区別して取り扱います。）ごとに計算します。）を乗じて得た額を請求します。</p> <p>ウ 協定事業者が指定した日に番号情報データベースに登録された番号情報を利用する場合は、当社は2（料金額）2-8第5欄イ欄に掲げる料金額に限り適用します。</p>
(18)～(22) 削除	
(23) DSL回線管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能、IP通信網回線管理機能又は特定光信号端末回線管理機能に係る料金の適用	<p>DSL回線管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能、IP通信網回線管理機能又は特定光信号端末回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2（料金額）2-1-1-1第4欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄、2-11第23欄第24欄又は第1表（接続料金）第2（網改造料）1（適用）1-1（網改造料の対象となる機能）第70欄第69欄に規定する機能を利用する場合に適用します。</p>
(24) DSL回線故障対応機能に係る料金の適用	<p>DSL回線故障対応機能に係る料金については、協定事業者が、2（料金額）2-1-1-1第4欄ア(イ)欄又はイ(イ)欄に規定する機能を利用する場合であって、当社の電話サービスに故障がないときにおいても協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するための対応を当社に申込む場合に限り適用します。</p>
(25) 光信号局内伝送機能に係る料金の適用	<p>当社の電気通信設備（光回線設備を除きます。）と他事業者の電気通信設備を接続する光信号局内伝送路又は当該光信号局内伝送路を利用する区間若しくは2（料金額）2-1-1-2第3欄第4欄若しくは2-5-3-3に規定する機能に係る光信号局内伝送路を利用する区間において当社の光信号局内伝送路に係る故障発生時に切替することを目的として設置される予備の光信号局内伝送路（以下「光信号局内予備伝送路」といいます。）を利用する場合は、その設置の態様に応じて、2-11第19欄ア欄に掲げる料金額及びイ欄に係る光信号局内伝送路を利用する区間の距離にイ欄に掲げる料金額を乗じた額（ア欄と同時に適用する場合に限り、）を加えた額を適用します。</p>
(26) 端末間伝送等機能の料金の適用	<p>ア 端末間伝送等機能は、一般専用（帯域品目のうち放送利用に係るものを除きます。）及び高速デジタル伝送に適用します。ただし、専用サービス契約約款附則第11条に規定するものを除きます。</p> <p>イ 端末間伝送等機能の基本額を、専用サービス契約約款に規定する基本額とみなして、長期継続利用に係る基本額の適用及び高額利用に係る基本額の割引の適用について、専用サービス契約約款に規定されている部分を準用します。</p> <p>この場合において、当社は、長期継続利用に係る端末間伝送等機能を利用している協定事業者から、長期継続利用の廃止等があった場合に支払いを要する額を一括支払いする旨の規定を適用しないよう求める申出があったときは、次のとおりとします。</p> <p>(7) その協定事業者が端末間伝送等機能の利用を終了すると同時に他の協定事業者から端末間伝送等機能の利用の申込みがあり、当社がそれを承諾した場合であって、契約者変更がない場合には、その協定事業者とその他の協定事業者が同一の者であるものとみなして取り扱うものとし、</p>



	<p>(イ) その協定事業者が端末間伝送等機能の利用を終了すると同時に当社の契約約款に基づく契約（専用契約（高速デジタル伝送サービスに係るものに限ります。）又はLAN型通信網契約とし、他社料金設定回線に係るものを除きます。）の申込みがあり、当社がそれを承諾した場合であって、契約者変更がない場合又はその協定事業者が契約者となる場合には、その協定事業者とその契約の申込みを行った者が同一の協定事業者であるものとみなして取り扱うものとしします。</p> <p>ウ 端末間伝送等機能については、協定事業者は、その利用する機能に係る全ての回線について同一の選択（(ア)欄又は(イ)欄のいずれかの選択をいいます。）をすることを要します。</p> <p>エ 回線終端装置を利用する場合は、2（料金額）2-12-1に掲げる料金額について上記イを適用して算出した額に、2-12-2に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p>						
(26)-2 削除	_____						
(27) 網同期クロック供給機能の料金の適用	<p>ア 当社の網同期クロック供給機能を用いて、協定事業者と他の電気通信事業者（当社の網同期クロック供給機能の提供を受けている電気通信事業者及び特定端末系事業者を除きます。以下この欄において、他の電気通信事業者を「協定外電気通信事業者」といいます。）間との通信の同期をとる場合には、当該協定事業者は協定外電気通信事業者の数に1を加えた事業者数分の網使用料の支払いを要します。ただし、協定外電気通信事業者が当社に網同期クロック供給機能の料金に相当する額を支払う場合はこの限りではありません。</p> <p>イ 当社の網同期クロック供給機能の提供を受ける協定事業者（協定外電気通信事業者を含みます。以下この欄において同じとします。）は、特定端末系事業者の網同期クロック供給機能の提供を受けるものとしします。</p>						
(28) 削除	_____						
(29) 波長多重機能に係る料金の適用	<p>ア 波長多重機能ア欄に係る料金については、2（料金額）2-1-1-1第2欄ウ(ア)欄又は(イ)欄に係る料金及び2-1-1-1第6欄ア欄に係る料金と組み合わせて適用します。</p> <p>イ 波長多重機能イ欄に係る料金については、光信号多重分離機能ア(ア)欄又はイ欄に係る料金と組み合わせて適用します。</p>						
(30) 保守の区別	<p>第8欄及び第10欄並びに2（料金額）に掲げる保守の区別については、以下のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="475 1339 1481 1814"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td> <p>以下の保守対応時間外に修理又は復旧の請求を受けたときに、その請求を受けた時刻以後の直近の保守対応時間においてその修理又は復旧に着手するもの</p> <p>ア タイプ1-1 保守対応時間が、土日祝日（1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日のうち、平日となる日を含むもの）とします。以下同じとします。）を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの</p> <p>イ タイプ1-2 保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの</p> </td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>保守対応時間が限定されていないもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	タイプ1	<p>以下の保守対応時間外に修理又は復旧の請求を受けたときに、その請求を受けた時刻以後の直近の保守対応時間においてその修理又は復旧に着手するもの</p> <p>ア タイプ1-1 保守対応時間が、土日祝日（1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日のうち、平日となる日を含むもの）とします。以下同じとします。）を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの</p> <p>イ タイプ1-2 保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの</p>	タイプ2	保守対応時間が限定されていないもの
区 別	内 容						
タイプ1	<p>以下の保守対応時間外に修理又は復旧の請求を受けたときに、その請求を受けた時刻以後の直近の保守対応時間においてその修理又は復旧に着手するもの</p> <p>ア タイプ1-1 保守対応時間が、土日祝日（1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日のうち、平日となる日を含むもの）とします。以下同じとします。）を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの</p> <p>イ タイプ1-2 保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの</p>						
タイプ2	保守対応時間が限定されていないもの						
(31) 付加機能接続機能に係る料金の適用	この料金表の規定にかかわらず、別表1（接続により提供する機能）の1-2に規定する付加機能接続機能に係る料金については、協定事業者は網使用料の支払いを要しません。						
(32) 関門系ルータ交換機能に係る料金の適用	関門系ルータ交換機能（IPoE方式で接続する場合があります。）イ欄に係る料金については、2（料金額）2-4第4欄に掲げる令和7年4月1日時点（ただ						

用	<p>し、同欄イ(ス)欄から(セ)欄については当該IP通信網終端装置の利用が予定される月の月末時点とします。)のIP通信網終端装置(IPoE方式で接続するもの)に限ります。以下この欄において同じとします。)の設置場所(以下料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)において「設置場所」といいます。)の区分ごとに算定した料金額を、IPoE接続を利用する協定事業者に適用します。なお、令和7年4月1日(ただし、同欄イ(ス)欄から(セ)欄については当該IP通信網終端装置の利用が予定される月の月末時点とします。)以降、その区分ごとのIP通信網終端装置等の増設又は協定事業者の利用ポート数の増減等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2(網改造料)2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。</p>
---	--

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区分		単位	料金額	備考		
(1) 削除						
(2) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を取る伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ 削除				
		ウ 光信号伝送装置により符号伝送が可能なもの (1 Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプのもの)	(7) 光信号主端末回線收容装置と組み合わせることのできる光信号主端末回線又は光局内スプリッタの最大数が1のもの (1 Gbit/sタイプに限ります。)	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線收容装置ごとに 1,031円 1,012円	2-1の4に係る料金は含みません。
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線收容装置ごとに 1,031円 1,012円	
				③ ①②以外のもの	1 光信号主端末回線收容装置ごとに 1,062円 1,042円	
		(4) 光信号主端末回線收容装置と組み合わせることのできる光信号主端末回線又は光局内スプリッタの最大数が8のもの (1 Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプのもの)	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号伝送装置ごとに	80,759円 77,499円	
				1 光信号主端末回線收容装置ごとに	10,992円 10,727円	
				1 保守用光信号主端末回線收容装置ごとに	12,151円 11,587円	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号伝送装置ごとに	80,759円 77,499円	
				1 光信号主端末回線收容装置ごとに	10,992円 10,727円	
				1 保守用光信号主端末回線收容装置ごとに	12,151円 11,587円	

			③ ①②以外 のもの	1 光信号伝 送装置ごと に	83,182円 79,824円		
				1 光信号主 端末回線収 容装置ごと に	11,322円 11,049円		
				1 保守用光 信号主端末 回線収容装 置ごとに	12,516円 11,935円		
(3) 端末回 線伝送 機能 (第5 条(標 準的な 接続箇 所)第 1項の 表中第 5欄で 接続す る場 合)	端末回 線によ り伝送 を行う 機能	ア 2線式の もの	(7) 保守の区別がタイプ1 -1のもの	1 回線ごと に	1,764円 1,749円		
			(イ) 保守の区別がタイプ1 -2のもの	1 回線ごと に	1,764円 1,749円		
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1 回線ごと に	1,817円 1,801円		
				イ 4線式のもの	1 回線ごと に	3,634円 3,603円	
				ウ 1芯 式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1 のもの	1 回線ごと に	第6欄ア(7) ①欄に規定す る料金額

			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	第6欄ア(7)②欄に規定する料金額	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1回線ごとに	第6欄ア(7)③欄に規定する料金額	
		エ 2芯式のもの	(7)~(イ) (略)	——	——	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1回線ごとに	4,314円 4,569円	
(4) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア イ以外のもの	(7) (イ)以外の場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの ② 保守の区別がタイプ1-2のもの ③ ①②以外のもの	1回線ごとに 1回線ごとに 1回線ごとに	1,814円 1,795円 1,814円 1,795円 1,868円 1,849円

		(4) 電話重畳する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	76円 ----- 68円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	76円 ----- 68円
	イ 第2群の伝送システムを用いるもの(収容に係る利用制限が設けられているものであって、カド内に単独収容されているものに限ります。)	(7) (4)以外の場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	2,065円 ----- 2,003円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	2,065円 ----- 2,003円
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	2,119円 ----- 2,057円
		(4) 電話重畳する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	327円 ----- 276円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	327円 ----- 276円
(4)-2 削除					
(5) 削除					

(6) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線 (光局外スリッパを含まないものに限ります。) )により芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール (光回線設備を成端する装置であつて、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。) においてフィルタ (保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。) を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	2,094円 2,218円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	2,094円 2,218円
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	2,157円 2,285円
		(4) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	2,094円 2,218円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	2,094円 2,218円
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	2,157円 2,285円

	イ 光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,833円 <u>1,818円</u>	
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,833円 <u>1,818円</u>	
		(7) (4) 以外のもの	1回線ごとに	1,884円 <u>1,870円</u>	
(7) 総合デジタル通信端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能（その接続形態が総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第2種総合デジタル通信サービス（23B+D利用であって着信専用機能を提供されるものに限ります。）の契約者（臨時第2種契約者及び共用契約者回線の契約者を除きます。）と同一であるものに限ります。）	ア イ以外のもの	1回線ごとに	総合デジタル通信サービス契約約款の該当する回線使用料（基本料）から当該回線使用料（基本料）の24.8%に相当する料金を減じた額	——
		イ 当社が当該協定事業者との間における接続の申込受付（申込書の修正等を含みます。）及び故障対応に関する連絡調整を行う業務を行わない場合（以下「連絡調整業務なしの場合」といいます。）	1回線ごとに	総合デジタル通信サービス契約約款の該当する回線使用料（基本料）から当該回線使用料（基本料）の35.6%に相当する料金を減じた額	——
(8) 削除	——	——	——	——	——



(9) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-3欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	3,956円 4,172円	—
		イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,492円 9,182円	
		ウ 2Gbit/s から400Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	2,558円 2,709円	

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

月額

区分			単位	料金額	備考	
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-3欄で接続する場合）	光信号主端末回線（光局外スリッターを含むものにより1芯にて伝送を行う機能	ア 保守の別がタイプ1-1のもの	(ア) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,685円 1,658円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ア)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ア)欄に規定する料金額に、 169円 189円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 169円 189円 のうち、 167円 188円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

			(イ) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、 160円 181円	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる	
			を加算した料金額	160円 181円	のうち、 158円 180円	
						にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 令和9年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和9年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、 150円 161円	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる
			を加算した料金額	150円 161円	のうち、 148円 160円	
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7)	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,685円 1,658円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、 169円 189円	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる	
						のうち、 167円 188円
						にのみ消費税相当額を加算するものとします。

(イ) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1回線ごとに	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、 160円 181円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  160円      181円 のうち、 158円      180円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

ウ アイ以外のもの	(ウ) 令和9年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和9年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、  150円 161円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  150円 161円 のうち、 148円 160円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(7) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,731円 1,705円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、  174円 194円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  174円 194円 のうち、 172円 193円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
(4) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
	1回線ごとに	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、  164円 186円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  164円 186円 のうち、 162円 185円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

		(ウ) 令和9年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和9年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、  155円 166円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  155円 166円 のうち、 153円 165円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	-----------------------	--------	---	--

2-1-1-2 加算料

月額

区分		単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	197円 174円	—
	イ 1芯式のもの	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額	
	(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	1回線ごとに	160円 148円	
	ウ 削除		—	

(2)	2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア	光信号分岐端末回線に係る加算料	(7)	当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用するもの	①	保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	407円 500円	81円				
						②	保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	407円 500円	81円				
						③	①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	419円 515円	83円				
						(1)	当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用しないもの	①	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容されているもの	A	保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	411円 503円	81円
										B	保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	411円 503円	81円
										C	AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	423円 518円	83円
		②	協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容されているもの	A	保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	407円 499円	81円						
				B	保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	407円 499円	81円						
				C	AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	419円 514円	83円						

イ 光信号主 端末回線 に係る加 算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号主 端末回線ご とに	1,833円 <u>1,818円</u>	—
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号主 端末回線ご とに	1,833円 <u>1,818円</u>	
	(ウ) (7)(イ)以外のもの	1光信号主 端末回線ご とに	1,884円 <u>1,870円</u>	
(3) 削除	—	—	—	—
(3) (4) 光信号 局内伝 送路を 利用す る場合 の加算 料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごと に	387円 <u>273円</u>	—
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごと に1メート ルあたり	1,083円 <u>1,445円</u>	
(4) (5) 削除	—	—	—	—

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区分			単位	料金額	備考	
2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(ア) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	1,685円 1,658円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額に、 169円 189円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 169円 189円 のうち、 167円 188円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(イ) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1光信号主端末回線ごとに	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、 160円 181円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 160円 181円 のうち、 158円 180円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			1光信号主端末回線ごとに	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	



		(7) 令和9年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和9年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、  150円 161円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  150円 161円 のうち、 148円 160円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
イ	保守の別がタイプ1-2のもの	(7) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,685円 1,658円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(1)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(1)欄に規定する料金額に、  169円 189円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  169円 189円 のうち、 167円 188円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

(イ) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1光信号主端末回線ごとに	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、  160円 181円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  160円 181円 のうち、 158円 180円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(ウ) 令和9年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	令和9年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、  150円 161円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  150円 161円 のうち、 148円 160円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

ウ アイ以外の もの	(7)	令和7年 4月1日 から令和 8年3月 31日まで 適用する 料金	1光信号 主端末回 線ごとに	1,731円 ----- 1,705円	接続開始日から、1年未 満の場合に適用します。
			1光信号 主端末回 線ごとに	2-1-1 -2第2欄 イ(ウ)欄に規 定する料金 額	接続開始日から、1年以 上2年未満の場合に適用 します。
			1光信号 主端末回 線ごとに	2-1-1 -2第2欄 イ(ウ)欄に規 定する料金 額に、  174円 194円 ----- を加算した 料金額	接続開始日から、2年以 上3年未満の場合に適用 します。また、料金表通 則の規定にかかわらず左 欄に掲げる  174円 194円 ----- のうち、 172円 193円 ----- にのみ消費税相当額を加 算するものとします。
	(4)	令和8年 4月1日 から令和 9年3月 31日まで 適用する 料金	1光信号 主端末回 線ごとに	令和8年4 月1日から 令和9年3 月31日まで 適用する2 -1-1- 2第2欄イ (ウ)欄に規定 する料金額	接続開始日から、1年以 上2年未満の場合に適用 します。
		1光信号 主端末回 線ごとに	令和8年4 月1日から 令和9年3 月31日まで 適用する2 -1-1- 2第2欄イ (ウ)欄に規定 する料金額 に、  164円 186円 ----- を加算した 料金額	接続開始日から、2年以 上3年未満の場合に適用 します。また、料金表通 則の規定にかかわらず左 欄に掲げる  164円 186円 ----- のうち、 162円 185円 ----- にのみ消費税相当額を加 算するものとします。	

			(ウ) 令和9年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和9年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、  155円 166円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  155円 166円 のうち、 153円 165円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	-----------------------	---------------	---	--

2-1-2 加算額

1回線ごとに月額

区分		料金額	備考	
(1)	回線終端装置の部分の加算額	専用サービス契約約款の料金表を準用します。	——	
(2)	当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア 既に設置された当社の光屋内配線を光信号主端末回線と一体として利用する場合（イ欄を適用する場合を除きます。）	専用サービス契約約款の高速デジタル伝送サービスの1.5Mb/s用の場合の屋内配線専用料を2で除した額を適用します。	
		イ 光信号分岐主回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	200円 194円
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	209円 201円
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	214円 204円

2-1の2 削除

2-1の3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区分		料金額	備考		
光信号電気信号変換機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号(100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。)の相互変換を行う機能	(1) 100Mbit/s までの符号 伝送が可能 なもの (以下 「100Mbit/s タイプ」と いいま す。)	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの 377円	—	
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの 377円	—		
		ウ アイ以外のもの 388円			
		(1) 削除	—	—	
		(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	983円 410円	—
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	983円 410円	
			ウ アイ以外のもの	1,012円 422円	

2-1の4 光信号多重分離機能

月額

区分		料金額	備考		
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア 1Gbit/sタイプ	(7) 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が4のもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの 107円 98円	—
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの 107円 98円		
			③ ①②以外のもの 110円 101円		
		(4) 光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの 174円 501円	—	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの 174円 501円		
			③ ①②以外のもの 179円 516円		
	イ 10Gbit/sタイプ	光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が4のもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの 419円 408円	—	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの 419円 408円		
			③ ①②以外のもの 432円 420円		

2-2 端末系交換機能

区分			単位	料金額	備考	
(1)～(8) 削除						
(9) 端末系 ルータ 交換機 機能	一般収容局ルータにより通信の交換を行う機能	ア 1Gbit/s タイプ	(7) (イ)以外のもの	1装置ごとに月額	462,790円 479,755円	
			(イ) 専らIP電話の提供の用に供するもの	1装置ごとに月額	490,196円 330,677円	
		イ 10Gbit/sタイプ		1装置ごとに月額	996,255円 933,424円	
(10) 一般収容局 ルータ 優先パ ケット 識別機 能	一般収容局ルータにおいて、優先パケット（最優先クラス、高優先クラス及び優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットをいいます。以下、同じとします。）等を識別する機能	ア 1Gbit/s タイプ	(7) SIPサーバを用いて制御するもの	1チャンネルごとに月額	3.01円 2.41円	
			(イ) 優先クラスを識別するもの	1契約数ごとに月額	2.92円 2.39円	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1装置ごとに月額	11,917円 11,478円	
		イ 10Gbit/s タイプ	(7) SIPサーバを用いて制御するもの	1契約数ごとに月額	3.01円 2.41円	
			(イ) 優先クラスを識別するもの	1装置ごとに月額	2.92円 2.39円	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1装置ごとに月額	11,917円 11,478円	
(11) メタル 回線収 容機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続する場合において、メタル回線収容装置（メタル回線を収容し、インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信機器をいいます。以下同じとします。）及びメディアゲートウェイ（第5条第1項の表中第7-2欄で接続する場合において 音声信号とパケットの相互間の変換を行うものをいいます。以下同じとします。）によりメタル回線を収容し、音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能			1秒ごとに	0.0274529円	

2-3 削除

2-4 関門系ルータ機能

区分		単位	料金額	備考	
(1)～(3) 削除					
(4) 関門系ルータ交換機能	関門系ルータで接続する場合における当該関門系ルータより通信の交換を行う機能	ア 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続するものうちPPPoE方式で接続する場合	1装置ごとに月額 360,849円 535,922円		
		イ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続するものうちIPoEで接続する場合	(7) 東京都内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額 458,271円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
			②接続対象地域を東京都内とするもの	1ポートあたり月額 169,501円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(4) 千葉県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額 194,018円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。	
		(4) 埼玉県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額 178,086円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。	
		(1) 神奈川県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額 167,782円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。	
		(1) 茨城県内及び栃木県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額 621,967円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。	

(カ) 北海道内の設置場所において接続する場合	1ポトあたり月額	199,432円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(キ) 宮城県内及び山形県内の設置場所において接続する場合	1ポトあたり月額	164,207円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(ク) 群馬県内及び山梨県内の設置場所において接続する場合	1ポトあたり月額	184,934円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(ケ) 茨城県内の設置場所において接続する場合	1ポトあたり月額	317,908円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(コ) 栃木県内の設置場所において接続する場合	1ポトあたり月額	392,702円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(ク) 宮城県内の設置場所において接続する場合	1ポトあたり月額	806,625円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(ケ) 福島県内の設置場所において接続する場合	1ポトあたり月額	1,585,042円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(7) 大阪府内の設置場所において接続する場合	1ポトあたり月額	168,113円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。



(イ) 兵庫県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	246,382円	I P o E 接続を利用している協定業者に適用します。
-------------------------	-----------	----------	------------------------------

(f) 愛知県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	206,683円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(g) 広島県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	274,083円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(h) 福岡県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	220,490円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(i) 京都府内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	297,717円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(j) 静岡県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	446,046円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(k) 岐阜県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	414,653円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(l) 三重県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	586,500円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(m) 熊本県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	489,900円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。

(#) 鹿児島県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	489,967円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(シ) 岡山県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	415,417円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(ス) 長崎県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	768,806円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(セ) 山口県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	489,967円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(リ) 滋賀県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	587,771円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(ハ) 石川県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	490,067円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(フ) 富山県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,132,458円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(ツ) 奈良県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	769,417円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。

(7) 愛媛県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	769,417円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(8) 香川県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,132,458円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(9) 佐賀県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,132,458円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(10) 沖縄県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	587,833円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(11) 大分県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,132,958円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(12) 和歌山県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,132,958円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(13) 宮崎県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,132,958円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(14) 福井県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	769,722円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。

		(七) 徳島県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,173,708円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
		(7) 島根県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,132,958円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
		(八) 鳥取県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,132,958円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
		(ホ) 高知県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,175,167円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
	ウ	削除	—	—	—
	エ	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続するものであって当社中間配線盤又は当社が指定する装置で接続する場合	1秒ごとに	0.000007753円 0.000010547円	—

2-4の2 削除

2-5 中継伝送機能

2-5-1 削除

2-5-2 削除

2-5-2の2 削除

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区分		料金額	備考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	1.083円 1.445円
		イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	1.083円 1.445円

2-5-3-2 特別光信号中継伝送機能に係る基本料

1波長ごとに月額

区分	料金額	備考
特別光信号中継伝送機能	<p>特別光信号中継伝送機能に係る基本料については、次の算出式により、波長分割多重回線（特別光信号中継回線から波長分割多重装置を除いた部分をいいます。以下同じとします。）に係る利用区間ごとの料金額を算定し、それらの料金額を合計して適用します。</p> $\begin{matrix} \boxed{\text{波長分割多重回線に係る利用区間ごとの料金額}} \\ = \\ \boxed{\text{波長分割多重回線の利用料}} \times \boxed{\text{波長分割多重回線の距離}} \times \boxed{\text{波長分割多重回線の回線数}} + \boxed{\text{波長分割多重装置に係る費用}} \end{matrix}$ <p style="text-align: center;">= <math>\frac{\text{波長分割多重回線に係る利用区間ごとの利用波長数}}{\text{波長分割多重回線に係る利用区間ごとの利用波長数}}</math></p> <p>ア 波長分割多重回線の利用料は、2-5-3-1（一般光信号中継伝送機能に係る基本料）に規定する料金額を準用するものとし、波長分割多重回線の距離は、そのケーブルの長さにより算出します。</p> <p>イ 波長分割多重装置に係る費用は、第2（網改造料）2（料金額）2-1（算出式）に規定する算出式を用いて算定するものとします。</p> <p>ウ 利用波長数には、第34条の7（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第5項の規定により利用を開始したものとみなす特別光信号中継回線に係る波長数を含むものとします。</p>	

2-5-3-3 加算料

月額

区分	単位	料金額	備考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに 387円 273円	
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり 1.083円 1.445円	

2-6 通信路設定伝送機能 (NTT東日本の場合)  
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額  
 2-6-1-1 基本料

				1回線ごとに月額		備考	
区 分				料金額			
				右欄以外の 場合	通信路設定伝送機能 を利用する区間が同一の 単位料金区域に終始する 場合		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線送受信装置を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	13,470円	10,900円		
			専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの				
				50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	12,596円	9,096円	
	イ 高速デジタル伝送に係るもの	高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	122,039円	119,469円	
				エコノミークラスのもの	12,752円	10,326円	
				保守の区別がタイプ1-1のもの	12,991円	10,517円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	13,470円	10,900円	
				保守の区別が上記以外のもの	152,837円	147,692円	
				保守の区別が上記以外のもの	22,239円	17,387円	
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	22,668円	17,720円	
				エコノミークラスのもの	22,668円	17,720円	
				保守の区別がタイプ1-1のもの	22,668円	17,720円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	22,668円	17,720円	
				保守の区別が上記以外のもの	23,529円	18,384円	
				保守の区別が上記以外のもの	183,573円	175,859円	
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの	256kbit/sの符号伝送が可能なもの	214,347円	204,063円	
				384kbit/sの符号伝送が可能なもの	275,901円	260,472円	
				512kbit/sの符号伝送が可能なもの	337,453円	316,880円	
				768kbit/sの符号伝送が可能なもの	460,555円	429,698円	
				1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	645,212円	598,926円	
1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの				829,871円	768,152円		
3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	243,625円	185,401円				
	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	248,483円	189,094円				
	保守の区別がタイプ1-1のもの	258,198円	196,479円				
	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,137,629円	1,050,197円				
	保守の区別が上記以外のもの	1,476,165円	1,360,446円				
	保守の区別が上記以外のもの	1,783,929円	1,642,492円				
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	9.278Mbit/sの符号伝送が可能なもの	9,096,470円	7,951,258円				
	保守の区別がタイプ1-1のもの	9,278,382円	8,110,268円				
	保守の区別がタイプ1-2のもの	9,642,211円	8,428,287円				
	保守の区別が上記以外のもの						
	保守の区別が上記以外のもの						
	保守の区別が上記以外のもの						

2-6-1-2 加算料

				1回線ごとに月額		備考	
区 分				料金額			
				通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の10kmごとの加算料		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線送受信装置を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	2,710円	5,493円		
			専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの				
				50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	3,320円	4,169円	
	イ 高速デジタル伝送に係るもの	高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,710円	5,493円	
				エコノミークラスのもの	2,560円	5,182円	
				保守の区別がタイプ1-1のもの	2,610円	5,286円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	2,710円	5,493円	
				保守の区別が上記以外のもの	5,430円	10,986円	
				保守の区別が上記以外のもの	5,120円	10,364円	
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	5,220円	10,571円	
				エコノミークラスのもの	5,220円	10,571円	
				保守の区別がタイプ1-1のもの	5,430円	10,986円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	5,430円	10,986円	
				保守の区別が上記以外のもの	8,140円	16,479円	
				保守の区別が上記以外のもの	10,850円	21,972円	
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの	256kbit/sの符号伝送が可能なもの	16,280円	32,958円	
				384kbit/sの符号伝送が可能なもの	21,710円	43,943円	
				512kbit/sの符号伝送が可能なもの	32,560円	65,915円	
				768kbit/sの符号伝送が可能なもの	48,840円	98,873円	
				1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	65,130円	131,830円	
1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの				61,440円	124,368円		
3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	62,670円	126,855円				
	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	65,130円	131,830円				
	保守の区別がタイプ1-1のもの	92,260円	186,759円				
	保守の区別がタイプ1-2のもの	122,110円	247,181円				
	保守の区別が上記以外のもの	149,250円	302,111円				
	保守の区別が上記以外のもの	520,700円	6,592,685円				
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	9.278Mbit/sの符号伝送が可能なもの	531,110円	6,724,539円				
	保守の区別がタイプ1-1のもの	551,940円	6,988,246円				
	保守の区別がタイプ1-2のもの						
	保守の区別が上記以外のもの						
	保守の区別が上記以外のもの						
	保守の区別が上記以外のもの						

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

				1回線ごとに月額		備考	
区 分				料金額			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線送受信装置を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		10,007円		
			専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの				
				50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	8,203円		
	イ 高速デジタル伝送に係るもの	高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	118,576円		
				192kbit/sの符号伝送が可能なもの	145,907円		
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	173,181円		
				512kbit/sの符号伝送が可能なもの	200,493円		
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	255,117円		
				1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	309,740円		
			3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	418,988円		
				6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	582,861円		
			6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	9.278Mbit/sの符号伝送が可能なもの	746,732円		
保守の区別がタイプ1-1のもの				1,019,851円			
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	9.278Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,320,283円					
	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,593,403円					

2-6 通信路設定伝送機能 (NTT西日本の場合)  
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額  
 2-6-1-1 基本料

区 分			1回線ごとに月額		
			料金額	備考	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を受容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	11,332円 8,912円	右欄以外の場合 通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合
		イ 高速ディジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの 128kbit/sの符号伝送が可能なもの 192kbit/sの符号伝送が可能なもの 256kbit/sの符号伝送が可能なもの 384kbit/sの符号伝送が可能なもの 512kbit/sの符号伝送が可能なもの 768kbit/sの符号伝送が可能なもの 1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの 1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの 3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの 4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの 6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	30,078円 10,738円 10,934円 11,332円 47,697円 17,604円 17,940円 18,609円 65,239円 82,833円 118,019円 153,208円 223,583円 329,146円 434,708円 226,808円 231,326円 240,363円 610,650円 804,182円 980,120円 1,275,065円 1,300,548円 1,351,518円
	ウ 削除				

2-6-1-2 加算料

区 分			1回線ごとに月額		
			料金額	備考	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を受容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	710円 2,370円	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料 相互接続点が当社が別に定める通信建物以外の場合の加算料
		イ 高速ディジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの 128kbit/sの符号伝送が可能なもの 192kbit/sの符号伝送が可能なもの 256kbit/sの符号伝送が可能なもの 384kbit/sの符号伝送が可能なもの 512kbit/sの符号伝送が可能なもの 768kbit/sの符号伝送が可能なもの 1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの 1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの 3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの 4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの 6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	710円 670円 680円 710円 1,420円 1,340円 1,370円 1,420円 2,130円 2,840円 4,260円 5,680円 8,520円 12,780円 17,040円 16,080円 16,400円 17,040円 24,150円 31,960円 39,060円 106,150円 108,270円 112,520円
	ウ 削除				

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

区 分			1回線ごとに月額		
			料金額	備考	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を受容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	8,528円 8,114円	
		イ 高速ディジタル伝送に係るもの	64kbit/sの符号伝送が可能なもの 128kbit/sの符号伝送が可能なもの 192kbit/sの符号伝送が可能なもの 256kbit/sの符号伝送が可能なもの 384kbit/sの符号伝送が可能なもの 512kbit/sの符号伝送が可能なもの 768kbit/sの符号伝送が可能なもの 1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの 1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの 3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの 4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの 6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	27,274円 42,090円 56,828円 71,618円 101,198円 130,779円 189,939円 278,681円 367,422円 515,323円 678,015円 825,917円	



2-6の2 削除

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1 中継局イーサネットスイッチごとに月額

区分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。）	209,877円	_____
		296,296円	

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（都道府県の区域における通信に係るものに限ります。）	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	61,433円 50,923円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	81,352円 67,435円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	95,991円 79,570円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	107,991円 89,518円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	118,311円 98,073円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	127,431円 105,634円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	135,591円 112,399円
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	143,271円 118,766円
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	150,231円 124,536円
		100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	156,711円 129,909円
		200Mbit/sの符合伝送が可能なもの	208,076円 172,497円
		300Mbit/sの符合伝送が可能なもの	245,282円 203,349円
		400Mbit/sの符合伝送が可能なもの	276,010円 228,830円
		500Mbit/sの符合伝送が可能なもの	302,177円 250,532円
600Mbit/sの符合伝送が可能なもの	325,465円 269,847円		
700Mbit/sの符合伝送が可能なもの	346,594円 287,372円		

800Mbit/sの符合伝送が可能なもの	366,042円 303,505円
900Mbit/sの符合伝送が可能なもの	384,051円 318,444円
1 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	400,860円 332,389円
2 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	531,754円 441,004円
3 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	627,372円 520,379円
4 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	705,472円 585,234円
5 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	772,773円 641,137円
6 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	832,396円 690,676円
7 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	886,499円 735,640円
8 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	936,283円 777,023円
9 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	982,227円 815,224円
10Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,025,532円 851,237円
20Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,360,910円 1,130,408円
30Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,606,300円 1,334,989円
40Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,806,815円 1,502,373円
50Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,979,493円 1,646,684円
60Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,132,734円 1,774,883円
70Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,271,817円 1,891,346円
80Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,399,381円 1,998,261円
90Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,518,066円 2,097,817円

100Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,629,313円 2,191,207円
200Gbit/sの符合伝送が可能なもの	3,495,086円 2,920,624円
300Gbit/sの符合伝送が可能なもの	4,130,248円 3,458,889円
400Gbit/sの符合伝送が可能なもの	4,650,944円 3,902,274円
500Gbit/sの符合伝送が可能なもの	5,100,369円 4,286,583円
600Gbit/sの符合伝送が可能なもの	5,500,601円 4,630,115円
700Gbit/sの符合伝送が可能なもの	5,864,117円 4,943,214円
800Gbit/sの符合伝送が可能なもの	6,198,836円 5,232,443円
900Gbit/sの符合伝送が可能なもの	6,510,278円 5,502,378円
1 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	6,802,523円 5,756,401円
2 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	9,097,450円 7,776,477円
3 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	10,802,531円 9,307,631円
4 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	12,215,328円 10,596,514円
5 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	13,446,468円 11,734,821円
6 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	14,551,383円 12,768,502円
7 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	15,562,231円 13,724,210円
8 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	16,499,647円 14,619,052円
9 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	17,377,551円 15,464,564円
10Tbit/sの符合伝送が可能なもの	18,206,741円 16,269,697円
20Tbit/sの符合伝送が可能なもの	24,891,323円 22,988,731円
30Tbit/sの符合伝送が可能なもの	30,068,654円 28,458,411円
40Tbit/sの符合伝送が可能なもの	34,498,717円 33,308,685円
50Tbit/sの符合伝送が可能なもの	38,464,679円 37,774,267円
60Tbit/sの符合伝送が可能なもの	42,107,401円 41,971,917円
70Tbit/sの符合伝送が可能なもの	45,509,913円 45,970,459円

	80Tbit/sの符合伝送が可能なもの	48,724,769円 49,813,452円
	90Tbit/sの符合伝送が可能なもの	51,787,963円 53,530,735円
	100Tbit/sの符合伝送が可能なもの	54,725,894円 57,144,187円

2-6の3-3 単料料金区域における通信に係る部分の料金額

		単料料金区域ごとに月額	
区分		料金額	備考
イーサネット フレーム伝送 機能	LAN型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能（単位 料金区域におけ る通信に係るも のに限ります。）	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	133,288円 98,007円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	176,506円 129,789円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	208,271円 153,148円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	234,309円 172,297円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	256,702円 188,766円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	276,492円 203,321円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	294,200円 216,344円
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	310,866円 228,602円
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	325,971円 239,712円
		100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	340,034円 250,056円
		200Mbit/sの符合伝送が可能なもの	451,511円 332,058円
		300Mbit/sの符合伝送が可能なもの	532,272円 391,474円
		400Mbit/sの符合伝送が可能なもの	598,975円 440,555円
		500Mbit/sの符合伝送が可能なもの	655,786円 482,362円
		600Mbit/sの符合伝送が可能なもの	706,350円 519,575円
		700Mbit/sの符合伝送が可能なもの	752,228円 553,343円
800Mbit/sの符合伝送が可能なもの	794,462円 584,432円		

900Mbit/sの符合伝送が可能なもの	833,571円 613,223円
1Gbit/sの符合伝送が可能なもの	870,078円 640,101円
2Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,154,447円 849,540円
3Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,362,284円 1,002,707円
4Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,532,115円 1,127,928円
5Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,678,517円 1,235,923円
6Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,808,260円 1,331,667円
7Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,926,027円 1,418,608円
8Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,034,424円 1,498,657円
9Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,134,490円 1,572,582円
10Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,228,829円 1,642,296円
20Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,960,327円 2,183,630円
30Gbit/sの符合伝送が可能なもの	3,496,588円 2,581,411円
40Gbit/sの符合伝送が可能なもの	3,935,492円 2,907,606円
50Gbit/sの符合伝送が可能なもの	4,314,002円 3,189,395円
60Gbit/sの符合伝送が可能なもの	4,650,342円 3,440,177円
70Gbit/sの符合伝送が可能なもの	4,955,964円 3,668,372円
80Gbit/sの符合伝送が可能なもの	5,236,596円 3,878,193円
90Gbit/sの符合伝送が可能なもの	5,497,965円 4,073,850円
100Gbit/sの符合伝送が可能なもの	5,743,194円 4,257,640円

200Gbit/sの符合伝送が可能なもの	7,660,278円 5,702,009円
300Gbit/sの符合伝送が可能なもの	9,077,037円 6,778,498円
400Gbit/sの符合伝送が可能なもの	10,245,455円 7,672,386円
500Gbit/sの符合伝送が可能なもの	11,259,246円 8,452,580円
600Gbit/sの符合伝送が可能なもの	12,166,308円 9,154,298円
700Gbit/sの符合伝送が可能なもの	12,993,713円 9,797,446円
800Gbit/sの符合伝送が可能なもの	13,758,643円 10,394,657円
900Gbit/sの符合伝送が可能なもの	14,473,072円 10,954,735円
1 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	15,145,850円 11,484,188円
2 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	20,512,186円 15,777,673円
3 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	24,598,814円 19,130,211円
4 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	28,051,314円 22,016,487円
5 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	31,109,697円 24,612,975円
6 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	33,894,229円 27,008,105円
7 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	36,474,674円 29,253,174円
8 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	38,895,807円 31,381,103円
9 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	41,187,823円 33,414,095円
10Tbit/sの符合伝送が可能なもの	43,374,151円 35,369,376円
20Tbit/sの符合伝送が可能なもの	61,750,252円 52,358,131円

	30Tbit/sの符合伝送が可能なもの	76,856,277円 66,942,456円
	40Tbit/sの符合伝送が可能なもの	90,341,059円 80,334,710円
	50Tbit/sの符合伝送が可能なもの	102,818,943円 92,986,610円
	60Tbit/sの符合伝送が可能なもの	114,595,539円 105,122,864円
	70Tbit/sの符合伝送が可能なもの	125,850,983円 116,875,926円
	80Tbit/sの符合伝送が可能なもの	136,699,296円 128,329,631円
	90Tbit/sの符合伝送が可能なもの	147,218,570円 139,541,400円
	100Tbit/sの符合伝送が可能なもの	157,466,075円 150,553,341円

2-7 削除

2-7の2 SIPサーバ機能

区分		単位	料金額	備考
SIPサーバ機能	一般収容局ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	1通信ごとに	0.46312円 0.37153円	
	イ 専ら光IP電話の提供の用に供するもの	1通信ごとに	1.24059円 1.13176円	

2-7の3 SIP信号変換機能

区分		単位	料金額	備考
SIP信号変換機能	SIPサーバと連携して、IP通信網内で流通するSIP信号を終端し、IP通信網とこれに相当する協定事業者の網との間で流通可能なSIP信号に変換する機能	1通信ごとに	0.030195円 0.030820円	

2-7の4 番号管理機能

区分		単位	料金額	備考
番号管理機能	SIPサーバと連携して、入力された電気通信番号の一部又は全部に対応してドメイン名を出力する機能	1通信ごとに	0.034153円 ----- 0.034563円	-----

2-7の5 ドメイン名管理機能

区分		単位	料金額	備考
ドメイン名管理機能	入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してIPアドレスを出力する機能	1通信ごとに	0.017413円 ----- 0.014327円	-----

2-8 番号案内機能等

区分		単位	料金額	備考
(1) 削除	-----	-----	-----	-----
(1) -2 番号案内サービス接続機能（一般中継局ルータ接続）	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄に規定する箇所での接続であって、当社中間配線盤又は当社が指定する装置での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約書の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	392円 ----- 298円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 削除	-----	-----	-----	-----
(2) -2 NPS交換機利用機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機（番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。）及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに	154.81円 ----- 51.83円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア 削除	-----	-----	-----
	イ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	44.54円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ～エ 削除	-----	-----	-----
(3) 削除	-----	-----	-----	-----



(4) 番号情報データベース登録機能	当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能		1 番号ごとに	7.09円	番号情報データベース登録事業者に適用しません。
(5) 番号情報データベース利用機能	当社の番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する機能	ア イ以外の場合	1 番号ごとに	3.32円	番号情報データベース利用事業者に適用しません。
		イ 番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	1 番号ごとに	6.81円	番号情報データベース利用事業者に適用しません。

2-9 削除

2-10 公衆電話機能  
2-10-1 基本料

	区分	単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1 秒ごとに	4.7611円 3.7146円	_____
(2) 削除	_____	_____	_____	_____

2-10-2 加算料

	区分	単位	料金額	備考
(1) 2-10-1 第1欄に規定する機能に係る加算料	事業法第110条に規定する負担金に係る加算料	1 秒ごとに	0.00138295円 0.00121330円	_____
(2) 削除	_____	_____	_____	_____

2-1-1 その他の機能

区分		単位	料金額	備考
(1)～(11) 削除				
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	ア イ以外のもの	1回線ごとに月額 244円 221円	――
		イ 端末回線伝送機能 2-1-1-1第4欄ア(7)欄及びイ(7)欄に係るもの	1回線ごとに月額 58円 86円	――
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	17円 45円	――
(14) 削除				
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	40円 72円	――
(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	58円 86円	――
(17)～(17)-2 削除				
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	40円 72円	――
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額 387円 273円	――
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物と間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額 1,083円 1,445円	――
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	40円 72円	――
(21)～(22) 削除				
(22) (23) 波長多重機能	専らIP通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	ア イ以外の場合	月額 655円 2,292円	――
		イ 光局内スプリッタにおいて波長を多重する場合	月額 128円 112円	――

(23) (24) 一般収容局ルータ接続ルータリング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	ア 1Gbit/sタイプ	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,020,132円 1,016,136円	—
		イ 10Gbit/sタイプ	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,929,997円 2,267,942円	
(24)～(25) (25)～(26) 削除	—	—	—	—	—
(26) (27) 特定光信号端末回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能	—	1回線ごとに月額	238円 211円	—

2-12 端末間伝送等機能  
2-12-1 基本額

区分				減額率	料金額	備考
端末間伝送等機能	第5条（標準的な接続箇所）表中第1欄で接続する場合において、その接続形態が当社の契約者と同一となる機能	当社の専用サービスと同一なもの	ア 一般専用に係るもの	(ア) (イ)以外のもの	3.5%	専用サービス契約約款の該当する基本額から基本額に減額率を乗じた額を減じた額
				(イ) 連絡調整業務なしの場合	9.5%	
			イ 高速デジタル伝送に係るもの	(ア) (イ)以外のもの	8.6%	
				(イ) 連絡調整業務なしの場合	21.6%	
		ウ 削除				

2-12-2 加算額

区分	料金額	備考
回線終端装置の部分の加算額	専用サービス契約約款の料金表を準用します。	—

2-13 ルーティング伝送機能

区分		単位	料金額	備考	
(1) 削除					
(2) 一般中継系ルータ交換伝送機能	一般中継局ルータ等により通信の交換及び伝送を行う機能（優先パケットに係る交換及び伝送を行う機能を含む。）	ア 最優先クラス	1 Mbitまでごとに月額 0.000032877円 0.000038848円		
		イ 高優先クラス	1 Mbitまでごとに月額 0.000032720円 0.000038725円		
		ウ 優先クラス	1 Mbitまでごとに月額 0.000024938円 0.000022132円		
		エ ベストエフォートクラス	1 Mbitまでごとに月額 0.000026010円 0.000030759円		
(3) 一般中継系ルータ接続伝送機能	一般中継局ルータとメディアゲートウェイとの間の伝送路設備により通信を伝送する機能	1秒ごとに	0.0223891円		
(4) 一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能	一般県間中継局ルータ（一般中継局ルータであって、専ら異なる都道府県の区域間の通信の交換等を行うもの（IPoE方式で接続する場合及びIP電話の提供の用に供するものに限ります。）をいいます。以下同じとします。）等により通信の交換及び伝送を行う機能（優先パケット（優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットをいいます。以下同じとします。）に係る交換及び伝送を行う機能を含みます。）	ア 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続するものであって、イ以外の場合（100Gb/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	(7) 東京都内の設置場所において接続する場合は東日本全域とします。 (7) 大阪府内の設置場所において接続する場合は西日本全域とします。 (イ) (7) 以外の場合	1ポートごとの100Gb/sの符号伝送ごとに月額 6,923,611円 4,573,718円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		イ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続し、優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットに係る交換及び伝送を行う場合	1 Mbitまでごとに月額	0.000040762円 0.000010424円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		ウ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄（IP通信網間接続装置の他事業者側ポート又は中間配線盤に限ります。）で接続する場合	1秒ごとに	0.0000196円 0.0000217円	

2-14 網同期クロック供給機能

1 事業者あたり月額

区分		料金額	備考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	44,251円	
		<u>32,620円</u>	

2-15 音声接続に係る組合せ適用接続機能

区分		料金額	備考
組合せ適用接続機能	メタルIP電話接続機能（接続料規則第4条の2第1項に規定する機能をいいます。）、ワイヤレス固定電話接続機能（接続料規則第4条の2第2項に規定する機能をいいます。）及び光IP電話接続機能（接続料規則第4条の2第3項に規定する機能をいいます。）を用いて、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	1.61650円
			<u>1.35534円</u>
		1秒ごとに	0.0139976円
			<u>0.0140327円</u>